

## 令和 8 年度高松市路線バス運転手確保対策補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、燃料等の物価高騰による路線バスの運行経費の増加、運転手（一般乗合旅客自動車の運転をする者をいう。この要綱において同じ。）の不足、改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）をいう。）の改正による運転手の労働時間の上限規制等により厳しい経営を強いられている路線バス運行事業者の状況に鑑み、運転手の確保対策として県外から本市への転入者を路線バスの運転手として雇用する路線バス運行事業者に対し令和 8 年度高松市路線バス運転手確保対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、路線バス運行事業者の経営の安定化及び継続性の確保を図り、もって市民等の移動手段の維持及び確保に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス運行事業者 市内（高速道路を除く。）において、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 4 条の規定による許可を受け、法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業（法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を営む者をいう。
- (2) 大型第二種免許 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 4 項に規定する大型自動車第二種免許をいう。
- (3) 補助金対象従業者 令和 8 年 4 月以降に前号に規定する路線バス運行事業者に運転手として就職した者であって、その就職の日の 3 月前から就職の日までの間に他県から本市に転入した者（以下単に「転入した者」という。）をいう。ただし、次に掲げる要件を満たすものに限る。

ア 令和 8 年 3 月以降に転入した者であること

イ 補助金対象従業者を含む全ての世帯員が、高松市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱（令和元年 9 月 1 日制定）に規定する高松

市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の受給をしておらず、かつ高松市大学生U J I ターン就職支援事業補助金交付要綱（令和6年4月12日制定）に規定する高松市大学生U J I ターン就職支援事業補助金のうち移転費の受給をしていない者であること

ウ 雇用された日から起算して6月以上継続して雇用され、かつ、雇用された日から起算して6月を経過した日以降において一般乗合旅客自動車運送事業における運転手として乗務する者であること

エ 雇用された日から起算して6月以上継続して本市に居住し、かつ、雇用された日から起算して6月を経過した日以降において大型第二種免許を保有する者であること

(4) 転入補填金 対象路線バス運行事業者が、補助金対象従業者を雇用し、その者に対して、本市への移住及び本市での就職に要した経費の補填として支給するものである旨を明示し、支給する金銭をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 路線バス運行事業者であって、補助金対象従業者に対し、転入補填金として50万円以上支給する者であること

(2) 令和8年1月1日時点において、法第4条の規定による許可を受けて路線定期運行として次のア又はイのいずれかに該当する系統の運行を行っており、同日以降も当該路線定期運行を継続して行い、かつ新たな運転手の雇用に取り組む意思のある路線バス運行事業者

ア 運行系統の起終点が、いずれも高松市内であるもの

イ 運行系統の起終点のいずれかが高松駅であり、かつ他の一方が県内であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象とはしない。

(1) 過去に同一の補助金対象従業者について、この要綱の規定による補助金の交付を受けた者

(2) 当該転入補填金に対して、本市又は他の団体から別の補助金等（以下

「他の補助金等」という。)の受給をしている者(ただし、当該転入補填金が50万円を超えるものであって当該50万円を超える部分について他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定の者である場合は、この限りでない。)

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金対象従業者1名につき50万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金対象従業者を雇用した日から起算して3月を超えない日又は令和9年1月31日のいずれか早い日までに、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金対象従業者の雇用を証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付を決定し、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において疑義等が生じた場合は、関係機関へ問い合わせることができる。また、指摘事項があるときはこれを申請者に通知し、その補正を求めることができる。

3 市長は、前2項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、理由を付して当該申請者にその旨を通

知するものとする。

(内容の変更及び承認)

第7条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定の通知後において、天災その他特別の事情により、補助事業の内容を変更しようとするとき若しくは中止し、又は実施しないこととするときは、遅滞なく高松市路線バス運転手確保対策補助金変更交付申請書(様式第4号)又は高松市路線バス運転手確保対策補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合においては、前条の規定を準用する。ただし、雇用の日から6月を経過する日の前までに補助事業を実施しないこととする場合は、当該補助金の交付の決定を取り消し、取り消した部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金対象従業者を雇用した日から起算して6月を超えない日又は令和9年2月15日のいずれか早い日までに、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金対象従業者に対して、50万円以上の金銭を転入補填金として支給したことを証する領収書又は金銭の授受があったことを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付指令)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助事業が適正に実施されたと認めるときは、補助金の額を確定し、高松市路線バス運転手確保対策補助金交付指令書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定による交付指令の通知があったときは、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金請求書(様式第8号)を令

和9年2月28日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(現況報告)

第11条 補助事業者は、補助金対象従業者を雇用し、6月を経過した日から起算して30日以内に、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金現況報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象従業者の大型第二種運転免許の写し
- (2) 補助金対象従業者の6月間の雇用を証する書類
- (3) 補助金対象従業者を雇用した日から起算して6月を経過した日以降において、その者が一般乗合旅客自動車運送事業における運転手として乗務したことを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者又はその交付決定に係る各補助金対象従業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、取り消した部分に関し既に補助金の交付を受けているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 要綱第2条第2号エの規定に反し、補助金対象従業者の雇用の日から起算して6月を経過した日において、その者の本市での居住が確認できないとき
- (2) 要綱第2条第2号エの規定に反し、補助金対象従業者の雇用の日から起算して6月を経過した日において、その者の大型第二種免許の保有が確認できないとき
- (3) 要綱第2条第2号ウの規定に反し、補助金対象従業者の雇用の日から起算して6月を経過した日において、その者の雇用が確認できないとき
- (4) 要綱第2条第2号ウの規定に反し、補助金対象従業者の雇用の日から起算して6月を経過した日以降において、その者の一般乗合旅客自動車

運送事業における運転手としての乗務が確認できないとき

(5) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたと認められるとき

(6) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は変更決定の内容に違反したとき

(7) その他この要綱に違反したと認められるとき

(検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助金の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

3 補助事業者は、市長から要求があるときは、補助金に関する調査等に協力しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日にその効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者については、失効前の第11条から第13条までの規定は、なおその効力を有する。

（宛先） 高松市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金交付申請書

次のとおり令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金の交付を受けたいので、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金対象従業者

(1) 補助金対象従業者の氏名	
(2) 補助金対象従業者の住所	
(3) 補助金対象従業者が高松市へ転入する前の住所	
(4) 補助金対象従業者が高松市へ転入した日	年 月 日
(5) 補助金対象従業者を雇用した日	年 月 日
(6) 高松市への移住及び自社への就職に要した費用に対し、本市への移住及び本市での就職に要した経費の補填として支給するものである旨を明示した上で補助金対象者に支給する額	円
(7) (6)に係る額の支給予定日	年 月 日

3 補助金交付申請に係る同意事項

- (1)  要綱第2条第1号で規定する事業を令和8年1月1日以降継続しており、今後も継続する意思があります。
- (2)  新たな運転手の雇用に取り組む意思があります。  
令和8年1月1日時点において(1)の私が営んでいる事業における運転手の人数（ ）人

4 補助金対象従業者に係る同意事項

- (1)  私を含む世帯の全ての世帯員の住民票に関して、本市の関係部署に照会を行うことについて同意いたします。
- (2)  私を含む世帯の全ての世帯員の、東京圏UJIターン移住支援事業補助金、大学生UJIターン就職支援事業補助金における移転費及び当該転入補填金に対して、本市又は他団体からの別の補助金の受給の状況に関して、本市の関係部署及び他団体に照会を行うことについて同意いたします。

住所（自筆） \_\_\_\_\_

氏名（自筆） \_\_\_\_\_

【添付書類】

- (1) 補助金対象従業者の雇用を証する書類  
(2) その他市長が必要と認める書類

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金の交付について、次のとおり決定したので、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により通知します。

1 申請者名

2 補助金の名称 令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金

3 交付決定額 金 円

4 交付条件

- (1) この補助金は、要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき若しくは中止し、又は実施しないこととするときは、変更交付申請書又は中止（廃止）承認申請書に關係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければなりません。
- (3) 補助金対象従業者を雇用した日から起算して6月を超えない日又は令和9年2月15日のいずれか早い日までに、実績報告書に關係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- (4) 補助金対象従業者を雇用し、6月を経過した日から起算して30日以内に、現況報告書に關係報告書を添えて市長に提出しなければなりません。
- (5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助金の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (7) 市長から要求があるときは、補助金に関する調査等に協力しなければなりません。
- (8) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部が取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金の交付について、次のとおり交付しないことに決定したので、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金交付要綱第6条第3項の規定により、通知します。

不交付決定理由	
---------	--

年 月 日

（宛先） 高松市長

申請者所在地  
名称  
代表者氏名

令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金の補助事業の内容について、次のとおり変更したいので、申請します。

1 変更する事項	
2 変更の内容	
3 変更の理由	
4 変更後の交付申請額	円
5 変更後の補助金対象従業者への支給予定日	年 月 日
6 添付書類	(1) 変更の内容を確認することのできる書類 (2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先） 高松市長

申請者所在地  
名称  
代表者氏名

令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金の補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、申請します。

1 中止（廃止）の理由	
2 中止（廃止）の予定年月日	年 月 日
3 中止の場合の再開予定年月日	年 月 日
4 その他	

（宛先） 高松市長

申請者所在地  
名称  
代表者氏名

令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の（変更）交付決定の通知のありました補助事業について、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、実績報告をします。

(1) 交付決定年月日及び発送番号	年 月 日 高 第 号
(2) 補助金対象従業者の氏名	
(3) 補助金対象従業者の住所	
(4) 高松市への移住及び自社への就職に要した費用として、補助金対象従業者に支給した額	円
(5) (4)に係る額の支給日	年 月 日
(6) 補助金対象従業者における高松市東京圏UJ I ターン移住支援事業補助金の受給の有無	有 ・ 無
(7) 補助金対象従業者における高松市大学生UJ I ターン就職支援事業補助金における移転費の受給の有無	有 ・ 無

【添付書類】

- (1) 補助金対象従業者に対して、50万円以上の金銭を転入補填金として支給したことを証する領収書又は金銭の授受があったことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付で申請のあった令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金  
として、次のとおり条件をつけて 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 補助金対象従業者を雇用し、6月を経過した日から起算して30日以内に、現況報告書に關係報告書を添えて市長に提出しなければなりません。
- 3 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をします。
- 4 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 5 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第8号（第10条関係）

令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金請求書

年 月 日

（宛先） 高松市長

所在地：

請求者：

代表者氏名：

責任者氏名：  
担当者氏名：  
連絡先：

年 月 日付け高 第 号により交付決定の通知を受けた令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金について、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先口座

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			

※口座名義人が請求者と一致しない場合のみご記入・押印ください。

【口座振替先指定依頼書】

（宛先） 高松市長

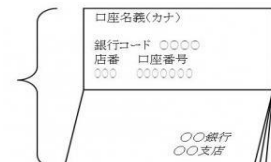
所在地： \_\_\_\_\_

名称： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_ 印

確認内容：当社の資金管理は、上記2の口座を使用しており、本請求書に関する振込は、同口座へお願いします。

- 【注意】振込先の口座情報が確認できる資料の添付について  
口座振込エラーを防止するため、2に記載の口座情報を確認することのできる次の資料のコピーを添付してください。
- ① 通帳のコピー
  - ② 通帳の表紙の裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）



（宛先） 高松市長

報告者 所在地  
名称  
代表者氏名

令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金現況報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の（変更）交付決定通知のありました補助事業について、令和8年度高松市路線バス運転手確保対策補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて、現況報告をします。

1 補助金対象従業者

(1) 交付決定年月日及び発送番号	年 月 日 高 第 号
(2) 補助金対象従業者の氏名	
(3) 補助金対象従業者の住所	
(4) 補助金対象従業者における大型第二種免許取得の有無	有 ・ 無
(5) 補助金対象従業者における高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の受給の有無	有 ・ 無
(6) 補助金対象従業者における高松市大学生U J I ターン就職支援事業補助金における移転費の受給の有無	有 ・ 無

2 補助金対象従業者に係る同意事項

私を含む世帯の全ての世帯員の住民票に関して、本市の関係部署に照会を行うことに同意いたします。

住所（自筆）

氏名（自筆）

【添付書類】

- (1) 補助金対象従業者の大型第二種運転免許の写し
- (2) 補助金対象従業者の6月間の雇用を証する書類
- (3) 補助金対象従業者を雇用した日から起算して6月を経過した日以降において、その者が一般乗合旅客自動車運送事業における運転手として乗務したことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類